

分析結果報告書

日本メンテナンス・リンク株式会社
大阪市北区固心1丁目7番14号

試験責任者 戸上 聡

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.08 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	10.5 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.003 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.008 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.41 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.003 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.09	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,3,5-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

Job No. J KYO 005-003

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下		35	銅及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下		
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下		36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L		200mg/L以下		
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下			20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下		37	マンガン及びその化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下		
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下			21	塩素酸	0.07 mg/L	0.6mg/L以下		38	塩化物イオン	9.5 mg/L		200mg/L以下		
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下			22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下		39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L		300mg/L以下		
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下			23	クロロホルム	0.006 mg/L	0.06mg/L以下		40	蒸発残留物	――― mg/L		500mg/L以下		
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下			24	ジクロロ酢酸	0.004 mg/L	0.03mg/L以下		41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L		0.2mg/L以下		
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下			25	ジプロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下		42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下		
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			27	総トリハロメタン	0.013 mg/L	0.1mg/L以下		44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満		0.02mg/L以下		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.33 mg/L	10mg/L以下			28	トリクロロ酢酸	0.004 mg/L	0.03mg/L以下		45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満		フェノールとして0.005mg/L以下		
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下			29	ブロモジクロロメタン	0.005 mg/L	0.03mg/L以下		46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L		3mg/L以下		
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下		47	pH値	7.21		5.8以上8.6以下		
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下			31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下		48	味	異常なし		異常でないこと		
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下		49	臭気	異常なし		異常でないこと		
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下			33	アルミニウム及びその化合物	0.02 mg/L	0.2mg/L以下		50	色度	1 度 未満		5度以下であること		
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下			34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下		51	濁度	0.1 度 未満		2度以下であること		
*遊離残留塩素		0.9 mg/L	(*は、採取者測定)			―――		―――			―――		―――				
―――		―――				―――		―――			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

Job No. I KY0 005-004

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.11 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	4.2 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.006 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.009 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.06 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.003 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.24	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.7 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

Job No. J KYO 005-005

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L		0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L		0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L		200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L		0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.08 mg/L		0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	10.6 mg/L		200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	16 mg/L		300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.004 mg/L		0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	60 mg/L		500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.004 mg/L		0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L		0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L		0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.010 mg/L		0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満		0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.41 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満		0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満		フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.004 mg/L		0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L		3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満		0.09mg/L以下	47	pH値	7.20		5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満		0.08mg/L以下	48	味	異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし		異常でないこと
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L		0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満		5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満		0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満		2度以下であること
*遊離残留塩素		0.7 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――			―――		―――		
―――		―――			―――		―――			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。												

Job No. J KYO 005-006

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	---	mg/L	200mg/L以下	
3	カドミウム及びその化合物	---		mg/L	0.003mg/L以下	20	ベンゼン	---	mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	---	mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	---		mg/L	0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.08	mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	10.6	mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	---		mg/L	0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002	mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	---	mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	---		mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.004	mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	---	mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	---		mg/L	0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.003	mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	---	mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	---		mg/L	0.05mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	0.002	mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001	mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004		mg/L 未満	0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001	mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001	mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001		mg/L 未満	0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.010	mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005	mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.41		mg/L	10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.003	mg/L 未満	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005	mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	---		mg/L	0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.004	mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4	mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1		mg/L 未満	1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001	mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.15		5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	---		mg/L	0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008	mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005		mg/L 未満	0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし		異常でないこと
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	---		mg/L	0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01	mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1度 未満		5度以下であること
17	ジクロロメタン	---		mg/L	0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	---	mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1度 未満		2度以下であること
遊離残留塩素		0.6	mg/L	()は、採取者測定	---		---			---		---			
---		---			---		---			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」					
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。													

Job No. J KYO 005-013

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L		0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L		0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L		200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L		0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.13 mg/L		0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.4 mg/L		200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L		300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.006 mg/L		0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L		500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.004 mg/L		0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L		0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L		0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.013 mg/L		0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満		0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.69 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.004 mg/L		0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満		フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.005 mg/L		0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L		3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満		0.09mg/L以下	47	pH値	7.25		5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満		0.08mg/L以下	48	味	異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし		異常でないこと
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満		0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満		5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L		0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満		2度以下であること
*遊離残留塩素		0.4 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――			―――		―――		
―――		―――			―――		―――			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。												

Job No. J KYO 005-014

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	---	mg/L	200mg/L以下	
3	カドミウム及びその化合物	---		mg/L	0.003mg/L以下	20	ベンゼン	---	mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	---	mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	---		mg/L	0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.07	mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.0	mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	---		mg/L	0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002	mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	---	mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	---		mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.002	mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	---	mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	---		mg/L	0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.003	mg/L 未満	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	---	mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	---		mg/L	0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.002	mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001	mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004		mg/L 未満	0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001	mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001	mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001		mg/L 未満	0.01mg/L以下	27	ネトリハロメタン	0.007	mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005	mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.34		mg/L	10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.003	mg/L 未満	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005	mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	---		mg/L	0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.003	mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3	mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1		mg/L 未満	1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001	mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.15		5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	---		mg/L	0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008	mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005		mg/L 未満	0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし		異常でないこと
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	---		mg/L	0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01	mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1度 未満		5度以下であること
17	ジクロロメタン	---		mg/L	0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	---	mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1度 未満		2度以下であること
*遊離残留塩素		0.7	mg/L	(*は、採取者測定)		---		---		---		---			
---		---			---		---			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」					
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。													

Job No. J KYO 005-015

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.07 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.7 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.004 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.012 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.38 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.83	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.7 mg/L	（※は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

Job No. J KYO 005-016

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値		
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.13 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.0 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.010 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	ネトリハロメタン	0.019 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.49 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.84	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.4 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――	―――		―――		
―――		―――			―――		―――	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

Job No. J KY0 005-017

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.13 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.1 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.007 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.009 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.59 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.002 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.77	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.5 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

Job No. J KY0 005-018

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること		18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下					
2	大腸菌	不検出	検出されないこと		19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下					
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下		20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下					
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下		21	塩素酸	0.13 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.7 mg/L	200mg/L以下					
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下		22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下					
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下		23	クロロホルム	0.007 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	98 mg/L	500mg/L以下					
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下		24	ジクロロ酢酸	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下					
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下		25	ジブロモクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下					
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下		26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		27	総トリハロメタン	0.011 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.64 mg/L	10mg/L以下		28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下					
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下		29	ブロモジクロロメタン	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下					
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下		30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.89	5.8以上8.6以下					
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下		31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと					
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと					
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下		33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること					
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下		34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること					
遊離残留塩素		0.4 mg/L	()は、採取者測定		―――			―――	―――		―――						
―――		―――			―――			―――			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

Job No. J KY0 005-028

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.07 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.4 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.001 mg/L 未満	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.004 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.38 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.002 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.56	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.5 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下		35	銅及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下		
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下		36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L		200mg/L以下		
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下			20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下		37	マンガン及びその化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下		
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下			21	塩素酸	0.09 mg/L	0.6mg/L以下		38	塩化物イオン	6.4 mg/L		200mg/L以下		
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下			22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下		39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L		300mg/L以下		
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下			23	クロロホルム	0.003 mg/L	0.06mg/L以下		40	蒸発残留物	――― mg/L		500mg/L以下		
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下			24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下		41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L		0.2mg/L以下		
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下			25	ジブロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下		42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下		
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			27	総トリハロメタン	0.009 mg/L	0.1mg/L以下		44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満		0.02mg/L以下		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.39 mg/L	10mg/L以下			28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下		45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満		フェノールとして0.005mg/L以下		
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下			29	ブロモジクロロメタン	0.003 mg/L	0.03mg/L以下		46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満		3mg/L以下		
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下		47	pH値	7.52		5.8以上8.6以下		
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下			31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下		48	味	異常なし		異常でないこと		
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下		49	臭気	異常なし		異常でないこと		
16	3,4,5-トリクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下			33	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下		50	色度	1 度 未満		5度以下であること		
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下			34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下		51	濁度	0.1 度 未満		2度以下であること		
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	（*は、採取者測定）			―――		―――			―――		―――				
―――		―――				―――		―――			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

分析結果報告書

試料名:	新中央 塩谷系		
採取場所:	長瀬公民館		
試料の種類:	浄水		
採取日:	平成29年11月14日		
採取時刻:	09:09		
分析項目:	下記30項目		
分析日:	平成29年11月14日 ~ 平成29年11月28日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	10.0 °C	: 水	温: 16.0 °C

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.08 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.4 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.002 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.007 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.36 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.003 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.56	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.2 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

試料名:	尾長野		
採取場所:	下山小学校		
試料の種類:	浄水		
採取日:	平成29年11月14日		
採取時刻:	10:34		
分析項目:	下記30項目		
分析日:	平成29年11月14日 ~ 平成29年11月28日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	12.0 ℃	: 水	温: 14.0 ℃

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L		0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L		0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L		200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L		0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.10 mg/L		0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	4.9 mg/L		200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L		300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.001 mg/L 未満		0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L		500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満		0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L		0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L		0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	ネトリハロメタン	0.004 mg/L		0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満		0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.19 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満		0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満		フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.002 mg/L		0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満		3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満		0.09mg/L以下	47	pH値	7.20		5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満		0.08mg/L以下	48	味	異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし		異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満		0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満		5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L		0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満		2度以下であること
*遊離残留塩素		0.4 mg/L		（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――		
―――		―――				―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。												

Job No. J KY0 005-033

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.15 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.1 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.001 mg/L 未満	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.001 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.12 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.001 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	6.73	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.5 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌		0 /mL		1mLの水検体で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン		――― mg/L		0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物		――― mg/L		1.0mg/L以下
2	大腸菌		不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン		――― mg/L		0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物		――― mg/L		200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物		――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン		――― mg/L		0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物		――― mg/L		0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物		――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸		0.06 mg/L 未満		0.6mg/L以下	38	塩化物イオン		9.7 mg/L		200mg/L以下
5	セレン及びその化合物		――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸		0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		――― mg/L		300mg/L以下
6	鉛及びその化合物		――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム		0.005 mg/L		0.06mg/L以下	40	蒸発残留物		――― mg/L		500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物		――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸		0.004 mg/L		0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤		――― mg/L		0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物		――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン		0.002 mg/L		0.1mg/L以下	42	ジェオスミン		0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素		0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール		0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン		0.012 mg/L		0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤		0.005 mg/L 未満		0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		0.33 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸		0.005 mg/L		0.03mg/L以下	45	フェノール類		0.0005 mg/L 未満		フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物		――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン		0.005 mg/L		0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）		0.5 mg/L		3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物		0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム		0.001 mg/L 未満		0.09mg/L以下	47	pH値		7.30		5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素		――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド		0.008 mg/L 未満		0.08mg/L以下	48	味		異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン		0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物		――― mg/L		1.0mg/L以下	49	臭気		異常なし		異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン		――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物		0.02 mg/L		0.2mg/L以下	50	色度		1 度 未満		5度以下であること
17	ジクロロメタン		――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物		――― mg/L		0.3mg/L以下	51	濁度		0.1 度 未満		2度以下であること
*遊離残留塩素			1.1 mg/L		(4は、採取者測定)	―――			―――			―――			―――		
―――			―――			―――			―――			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」					
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

分析結果報告書

試料名:	丹波中央 わらび系		
採取場所:	防災センター 7-1 (下山)		
試料の種類:	浄水		
採取日:	平成29年11月22日		
採取時刻:	09:13		
分析項目:	下記30項目		
分析日:	平成29年11月22日 ~ 平成29年12月5日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	5.0	℃ ; 水温:	19.3

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	9.4 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.008 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.016 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.33 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.34	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.02 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること		18	テトラクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと		19	トリクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	---	mg/L	200mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	---	mg/L	0.003mg/L以下	20	ベンゼン	---	mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	---	mg/L	0.05mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	---	mg/L	0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.06	mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	10.8	mg/L	200mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002	mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	---	mg/L	300mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.004	mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	---	mg/L	500mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.003	mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	---	mg/L	0.2mg/L以下			
8	六価クロム化合物	---	mg/L	0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.002	mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001	mg/L 未満	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	0.004	mg/L 未満	0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001	mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001	mg/L 未満	0.00001mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001	mg/L 未満	0.01mg/L以下	27	ネトリハロメタン	0.010	mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005	mg/L 未満	0.02mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.40	mg/L	10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.003	mg/L 未満	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005	mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	---	mg/L	0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.004	mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4	mg/L	3mg/L以下			
13	ホウ素及びその化合物	0.1	mg/L 未満	1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001	mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.17		5.8以上8.6以下			
14	四塩化炭素	---	mg/L	0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008	mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし		異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	0.005	mg/L 未満	0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし		異常でないこと			
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	---	mg/L	0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01	mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1度 未満		5度以下であること			
17	ジクロロメタン	---	mg/L	0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	---	mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1度 未満		2度以下であること			
遊離残留塩素		1.0	mg/L	()は、採取者測定	---		---		---		---		---				
---		---			---		---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

分析結果報告書

試料名:	畑川
採取場所:	畑川浄水場
試料の種類:	浄水
採取日:	平成29年11月22日
採取時刻:	10:58
分析項目:	下記30項目
分析日:	平成29年11月22日 ~ 平成29年12月5日
採取者:	依頼者サンプリング
気温:	6.9℃ : 水 温 : 21.6℃

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	10.2 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.003 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.009 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.41 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.23	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

スエーデン・ニカラガ
区 同心1丁目

試料名:	丹波中央 質美系		
採取場所:	中村公民館		
試料の種類:	浄水		
採取日:	平成29年11月22日		
採取時刻:	10:17		
分析項目:	下記30項目		
分析日:	平成29年11月22日 ~ 平成29年12月5日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	6.8	℃	: 水温: 21.0

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L		0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L		0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L		200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L		0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.06 mg/L 未満		0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	9.4 mg/L		200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L		300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.009 mg/L		0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L		500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.006 mg/L		0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L		0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	0.003 mg/L		0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.019 mg/L		0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満		0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.31 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.008 mg/L		0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満		フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.007 mg/L		0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L		3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満		0.09mg/L以下	47	pH値	7.34		5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満		0.08mg/L以下	48	味	異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし		異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.02 mg/L		0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満		5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L		0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満		2度以下であること
*遊離残留塩素		1.0 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――			―――		―――		
―――		―――			―――		―――			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。												

分析結果報告書

試料名:	質美第一 行仏系		
採取場所:	行仏防災センター		
試料の種類:	浄水		
採取日:	平成29年11月22日		
採取時刻:	10:30		
分析項目:	下記31項目		
分析日:	平成29年11月22日 ~ 平成29年12月5日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	6.3	℃	: 水温: 19.0

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.08 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.2 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.007 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.001 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.012 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.15 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.008 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.06 mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.34	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び3,4,5-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.1 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	---	mg/L	200mg/L以下	
3	カドミウム及びその化合物	---		mg/L	0.003mg/L以下	20	ベンゼン	---	mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	---	mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	---		mg/L	0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.09	mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	10.2	mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	---		mg/L	0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002	mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	32	mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	---		mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.007	mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	99	mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	---		mg/L	0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.004	mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	---	mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	---		mg/L	0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.003	mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000002	mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004		mg/L 未満	0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001	mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001	mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001		mg/L 未満	0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.016	mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005	mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.25		mg/L	10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.004	mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005	mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	---		mg/L	0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.006	mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5	mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1		mg/L 未満	1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001	mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.50		5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	---		mg/L	0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008	mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005		mg/L 未満	0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし		異常でないこと
16	2,4-ジクロロエチレン及び1,2-ジクロロエチレン	---		mg/L	0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.02	mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満		5度以下であること
17	ジクロロメタン	---		mg/L	0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	---	mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満		2度以下であること
*遊離残留塩素		0.9		mg/L	（*は、採取者測定）		---				---				
---		---			---		---			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」					
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。													

分析結果報告書

二丁目一丁目
ニヤリノ
同心

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.07 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.9 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.004 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.010 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.43 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.29	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び3,4,5-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.9 mg/L		（※は、採取者測定）	―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

日本メンテナンス・サービス・センター株式会社
大阪府北区南堀江1丁目7番14号

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.08 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	3.8 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.001 mg/L 未満	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	ネトリハロメタン	0.001 mg/L 未満	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.04 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	6.35	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.3 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.12 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.7 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.004 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.010 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.14 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.07	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.07 mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.4 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	7.1 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.001 mg/L 未満	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.001 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.17 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.001 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.11	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	3,4,5-トリクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

試料名:	上大久保		
採取場所:	上大久保公民館		
試料の種類:	浄水		
採取日:	平成29年11月22日		
採取時刻:	10:35		
分析項目:	下記30項目		
分析日:	平成29年11月22日 ~ 平成29年12月5日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	6.0	℃ ; 水温:	12.0

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.11 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.2 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.005 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	0.001 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.010 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.17 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.70	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.4 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.07 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	4.6 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.002 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	54 mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.001 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	ネトリハロメタン	0.006 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.12 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.003 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.03	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

エリシニヤリング
区同心1丁目

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.09 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.3 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.004 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.001 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.009 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.08 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.06	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.3 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること		18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下					
2	大腸菌	不検出	検出されないこと		19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下					
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下		20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下					
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下		21	塩素酸	0.21 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	4.9 mg/L	200mg/L以下					
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下		22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下					
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下		23	クロロホルム	0.001 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下					
7	ヒ素及びその化合物	0.003 mg/L	0.01mg/L以下		24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下					
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下		25	ジプロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下					
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下		26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		27	総トリハロメタン	0.006 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.11 mg/L	10mg/L以下		28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下					
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下		29	プロモジクロロメタン	0.003 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下					
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下		30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.03	5.8以上8.6以下					
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下		31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと					
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと					
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下		33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること					
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下		34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること					
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	（*は、採取者測定）		―――			―――		―――							
―――		―――			―――			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」									
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

分析結果報告書

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること		38	テトラクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと		19	トリクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	---	mg/L	200mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	---	mg/L	0.003mg/L以下	20	ベンゼン	---	mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	---	mg/L	0.05mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	---	mg/L	0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.06	mg/L 未満	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.1	mg/L	200mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002	mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	---	mg/L	300mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.007	mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	---	mg/L	500mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.006	mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	---	mg/L	0.2mg/L以下			
8	六価クロム化合物	---	mg/L	0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.001	mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001	mg/L 未満	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	0.004	mg/L 未満	0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001	mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001	mg/L 未満	0.00001mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001	mg/L 未満	0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.013	mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005	mg/L 未満	0.02mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.16	mg/L	10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.008	mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005	mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	---	mg/L	0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.005	mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4	mg/L	3mg/L以下			
13	ホウ素及びその化合物	0.1	mg/L 未満	1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001	mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.16		5.8以上8.6以下			
14	四塩化炭素	---	mg/L	0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008	mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし		異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	0.005	mg/L 未満	0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし		異常でないこと			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	---	mg/L	0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01	mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1度 未満		5度以下であること			
17	ジクロロメタン	---	mg/L	0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	---	mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1度 未満		2度以下であること			
*遊離残留塩素		0.4	mg/L	(*は、採取者測定)		---		---		---		---					
---		---			---		---			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

分析結果報告書

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.22 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.6 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.007 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.014 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.41 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.59	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,3,4-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.12 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	10.7 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.001 mg/L 未満	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.001 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.28 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.001 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	6.94	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.7 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

ニヤリング
心1丁目

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	1 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.12 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.6 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.001 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.005 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.27 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.002 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.33	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

試料名:	新中央 坂原系		
採取場所:	角公民館		
試料の種類:	浄水		
採取日:	平成29年11月22日		
採取時刻:	10:18		
分析項目:	下記30項目		
分析日:	平成29年11月22日 ~ 平成29年12月5日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	7.0	℃ ; 水温:	12.0

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.06 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.5 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.003 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.009 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.36 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.57	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.7 mg/L	（※は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											